



熊本県公報

第 1 2 2 4 3 号

平成 25 年 8 月 27 日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

○熊本市計画公園事業の認可	(都市計画課)	1
○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出に対する市町村からの意見	(商工振興金融課)	1
○国土調査成果の認証	(農地整備課)	2
○土地改良計画	(農村計画課)	2
○土地改良計画	(//)	2
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(建築課)	2
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(//)	3
○平成 25 年度熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会保健福祉推進部会の会議(第 1 回)の開催	(熊本県社会福祉審議会)	3
○熊本県観光審議会の開催	(熊本県観光審議会)	3

告 示

熊本県告示第 7 8 5 号

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 59 条第 1 項の規定により都市計画事業の認可をしたので、同法第 62 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。
平成 25 年 8 月 27 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 益城町
- 2 都市計画事業の種類 熊本都市計画公園事業 4・4・12 号 潮井自然公園
- 3 事業施行期間 平成 25 年 8 月 27 日から平成 30 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地 収用の部分 上益城郡益城町大字杉堂字潮井及び字津留の一部

公 告

熊本県公告第 4 6 8 号

大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号)第 6 条第 2 項の規定による届出について、同法第 8 条第 1 項の規定により天草市から意見を聴取したので、同条第 3 項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。
平成 25 年 8 月 27 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグストアモリ天草大浜店
天草市大浜町 376 番 1 ほか
- 2 天草市の意見の概要
 - (1) 敷地周辺の道路は、通学路として指定しているため、児童生徒の安全確保が図られるよう努めるとともに、車両の出入りに当たっては、歩行者の事故防止について必要な対策を講ずること。特に、商品の搬入については、通学時間帯を極力避けた運用を行うこと。
 - (2) 騒音発生の防止をはじめ悪臭の抑制、廃棄物の減量化及びリサイクルに努め、周辺地域への環境負荷の低減を推進すること。
 - (3) 社員の環境教育を励行し、環境に対する意識の向上を図ること。
 - (4) 取引業者等に対しては、搬入搬出時において、周辺住民の生活環境に影響を与えることがないよう指導の徹底を図ること。
 - (5) 深夜において青少年の健全育成の見地から照明灯を多用する場合には、周辺住民への照度障害とならないよう留意すること。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県天草広域本部天草地域振

興局総務振興課

平成25年8月27日から平成25年9月27日まで

熊本県公告第469号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。
平成25年8月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

調査を行った者の名称	調査を行った時期	調査を行った地域	成果の名称	認 証 年 月 日
熊本市	平成24年度	戸島本町、戸島二丁目、戸島三丁目及び戸島五丁目の各一部	地籍図及び地籍簿	平成25年8月19日
阿蘇市	平成22年度から平成24年度まで	波野大字小園の一部	地籍図及び地籍簿	平成25年8月19日
八代市	平成21年度から平成23年度まで	東陽町河俣の一部	地籍図及び地籍簿	平成25年8月19日

熊本県公告第470号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営郡築地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。
この土地改良事業計画に異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。
平成25年8月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 縦覧に供する書類の名称
県営郡築地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 縦覧期間
平成25年8月28日から平成25年9月26日まで
- 縦覧場所
八代市役所

熊本県公告第471号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営第二郡築地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。
この土地改良事業計画に異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。
平成25年8月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 縦覧に供する書類の名称
県営第二郡築地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 縦覧期間
平成25年8月28日から平成25年9月26日まで
- 縦覧場所
八代市役所

熊本県公告第472号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。
平成25年8月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字寺迫字灰塚ノ前1322番2、同1322番3、同1322番4、同1324番5、同1324番6、同1325番2の一部、同1325番3の一部、同1325番4の一部、同1325番8、同1325番10、同1326番14の一部、同1326番15の一部及び里道、水路

- 1, 608.37平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
上益城郡益城町大字木山381番地
甲斐原 羨充
福岡市中央区草香江2丁目14-9-907
藤山 初代

熊本県公告第473号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。
平成25年8月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字福原字婦多ノ免1026番、同1031番3、同1032番1、同1033番3、同1034番、同1035番1、同1036番、同1039番、同1040番及び水路
4,602.10平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
熊本市中央区新屋敷2丁目3番16号
有限会社 新屋敷宅建

登載依頼

熊本県社会福祉審議会公告第1号

熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会保健福祉推進部会の会議を次のとおり開催する。
平成25年8月27日

熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会
保健福祉推進部会 部会長 小川 全夫

- 1 開催日時
平成25年9月3日(火) 午後1時30分から午後3時まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺公園28-51
ホテル熊本テルサ 3階 たい樹
- 3 議題等(予定)
 - (1) 「長寿・安心・くまもとプラン」(第5期熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画)の平成24年度取組み実績等について
 - (2) その他
- 4 傍聴者の定員
20人
- 5 傍聴手続
 - (1) 会議の傍聴の受付は、午後1時から午後1時30分まで会議の会場前において行い、部会長の許可を得たうえで、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴者については、受付先着順に決定する。ただし、受付開始時点で既に定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。
- 6 問合せ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会事務局(熊本県健康福祉部長寿社会局高齢者支援課総務企画班)(電話:096-333-2215)

熊本県観光審議会公告第1号

熊本県観光審議会の会議を次のとおり開催する。
平成25年8月27日

熊本県観光審議会長

- 1 開催日時
平成25年9月5日(木)
午前10時30分から午後3時30分まで
- 2 開催日程及び場所
午前10時30分 鞠智城視察(熊本県山鹿市菊鹿町米原443-1)
午前11時50分 さくら湯視察(熊本県山鹿市山鹿1番地)
午後0時50分 豊前街道視察(熊本県山鹿市山鹿)
午後2時15分 意見交換会等(熊本県山鹿市山鹿1499 八千代座交流館)

- 3 議題
 - (1) 「ようこそくまもと観光立県推進計画（平成24～27年度）」について
 - (2) 現地視察
 - (3) 意見交換
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、審議会の開催予定時刻までに、各会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、傍聴することができる。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県観光審議会事務局
(熊本県商工観光労働部観光経済交流局観光課)
(電話096-333-2332)